

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
(平成19年6月8日京都市条例第7号) (都市計画局建築指導部建築指導課)

京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)大原野西竹の里町テラスハウス地区地区計画(以下「大原野西竹の里町テラスハウス地区地区計画」といいます。)が決定され、この地区計画の区域の地区整備計画が定められたことに伴い、次のとおり当該区域内における建築物の用途、敷地及び構造に関する制限を定めるとともに、規定を整備することとしました。

1 適用区域

大原野西竹の里町テラスハウス地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域(京都市西京区大原野西竹の里町一丁目の一部)

2 制限の内容

事 項	内 容
建築物の用途 の制限	建築することができる建築物 (1) 1戸建て専用住宅又は2戸建て専用住宅 (2) 1戸建て又は2戸建ての住宅で、延べ面積(2戸建ての住宅にあっては、床、壁又は戸で1の住戸として区画された部分のそれぞれの床面積。以下同じ。)の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、建築基準法施行令(以下「令」といいます。)第130条の3第1号又は第7号に規定する用途を兼ねるもの(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。) (3) 1戸建て又は2戸建ての住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、令第130条の3第2号から第6号までに規定する用途を兼ねるもの(これらの用途に供する

	<p>部分の床面積の合計が1戸当たり80平方メートルを超えるものを除く。)</p> <p>(4) 共同住宅（住戸の数が3以上のものを除く。)</p> <p>(5) 診療所（住宅を兼ねるものを含む。)</p> <p>(6) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(7) 巡査派出所、公衆電話所及び令第130条の4に規定する公益上必要な建築物</p> <p>(8) 集会所</p> <p>(9) 前各号の建築物に付属するもの（令第130条の5に規定するものを除く。)</p>
建築物の敷地面積の最低限度	85平方メートル（2戸建ての住宅又は共同住宅にあっては、1戸当たり85平方メートル）
建築物の高さの最高限度	10メートル

この条例は、平成19年6月8日から施行することとしました。

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成19年6月8日

京都市長 榊本頼兼

京都市条例第7号

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 大原野西竹の里町一丁目西地区の項の次に次の1項を加える。

大原野西竹の里町テラスハウス地区	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）大原野西竹の里町テラスハウス地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
------------------	---

別表第2 瓜生山学園地区の項中「第52条第6項」を「第52条第7項」に改め、

同表大原野西境谷町四丁目西地区の項の次に次の1項を加える。

大原野西竹の里町テラスハウス地区	建築物の用途の制限	建築することができる建築物 (1) 1戸建て専用住宅又は2戸建て専用住宅 (2) 1戸建て又は2戸建ての住宅で、延べ面積（2戸建ての住宅にあっては、床、壁又は戸で1の住戸として区画された部分のそれぞれの床面積。以下この項において同じ。）の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、令第130条の3第1
------------------	-----------	---

号又は第7号に規定する用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）

(3) 1戸建て又は2戸建ての住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、令第130条の3第2号から第6号までに規定する用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が1戸当たり80平方メートルを超えるものを除く。）

(4) 共同住宅（住戸の数が3以上のものを除く。）

(5) 診療所

(6) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの

(7) 巡査派出所等

(8) 集会所

(9) 前各号の建築物に付属するもの（令第130条の5に規定するものを除く。）

建築物の敷地面積の最低限度

85平方メートル（2戸建ての住宅又は共同住宅にあっては、1戸当たり85平方メートル）

建築物の高さの最

10メートル

	高限度	
--	-----	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)